

「緑の環境をつくり育てる条例」第9条に基づく建築物の緑化協議
申出書と緑化協議書の作成の手引

平成 25 年 1 月 4 日

横浜市環境創造局みどりアップ推進課公園緑化協議担当

TEL 045(671)3946

URL <http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/area-green/ryokukakyougi>

敷地面積が 500 m²以上(※)の建築物を新築又は増築する場合、建築確認申請前に緑化協議が必要となります。

※ただし、金沢地先埋立地再開発用地(金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目)は除く。

緑化協議申出の際には本手引及び緑の環境をつくり育てる条例第9条の施行に関する基準(以下「第9条の基準」という。)に従って書類を作成し、手続きを行ってください。

なお、建築敷地に住居系用途地域を含む場合は緑化地域制度の手続きが必要となります。この場合の手続きについては6の「建築敷地に住居系用途地域が含まれる場合」を参照してください。

また、臨港地区等のうち次の表に掲げる地区における建築物については、別途港湾局と協議を行ってください。

臨港地区	商港区 マリーナ港区 修景厚生港区、区分指定なし(無分区)
その他	埋立工事施行中区域、港湾関連用地(別に定めるもの)

◇緑化協議の申請は午前中をお願いします。

午後は担当者が会議、検査等で不在になることがありますので、事前に連絡の上、来庁してください。

◇協議申出の受付時に受領書(協議申出書のコピー)をお渡しします。協議書を受け取る際には、受領書を持参してください。

1 緑化率

(1) 必要な緑化率

計画する建築物の必要緑化率は次の表で確認してください。

敷地面積 用途地域 建築物の 区分	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満			1,000 m ² 以上		
	商業 近隣商業	住居系	左記以外	商業 近隣商業	住居系	左記以外
工場等※1	5%以上	10%以上	5%以上	10%以上	15%以上	15%以上
工場等を除く 建築物	5%以上	10%以上	5%以上	5%以上	10%以上	10%以上
公共建築物	10%以上	15%以上	10%以上	10%以上	20%以上	

※1 工場等とは、製造・加工・修理等を行う工場、コンクリートプラント・アスファルトプラント・クラッシャープラント、発電所・変電所、石油・液化ガス等の精製・貯蔵・取扱い施設、研究所・試験所、トラック・バス・タクシー等の営業所、自動車ターミナル、倉庫(配送・物流センターを含む)、資材(機材)置き場、立体駐車場、産業廃棄物中間処理施設をいう。

金沢地先埋立地再開発用地(金沢区幸浦一、二丁目、福浦一、二、三丁目)における建築物については、次の表により必要な緑化率を確認してください。

敷地面積	1,000 m ² 未満	1,000 m ² 以上
全ての建築物	10%	13%

(2) 必要な緑化率の算出を要する建築物

計画する建築物が次のア又はイに該当する場合は、必要な緑化率を按分により算出してください。

ア 2以上の緑化率が異なる用途地域にわたる敷地で建築される建築物

各用途地域における必要な緑化率に、その敷地の当該区域内にある部分の面積の敷地面積に対する割合

を乗じたもの。

イ 緑化率が異なる区分の建築物を含む複合建築物

各建築物の区分における必要な緑化率に、その建築物の当該区分に当たる部分の床面積の全体の床面積に対する割合を乗じたもの。

2 緑化面積

緑化面積は、樹木緑化面積、芝等緑化面積、特殊緑化面積、既存樹林面積の合計です。敷地面積に対する緑化面積の割合が必要な緑化率以上となるように緑化の計画を行ってください。

なお、建築敷地面積が1,000㎡未満の建築物については、高木1本を植栽することで10㎡の緑化面積とみなすことができる特例があります。この特例を用いる場合の申請の仕方については、5の「敷地面積1,000㎡未満の特例を用いる場合」を参照してください。

(1) 樹木緑化面積

樹木緑化面積は地上の樹木による緑化の面積です。ツル性木本及びタケ・ササ類のみによるものは含めることができません。最低幅員は縁石等を含まずに30cmです。

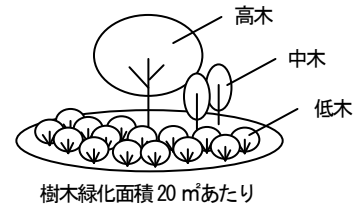
樹木緑化では、下表のとおり、樹木緑化面積20㎡あたりに高木1本かつ中木2本かつ低木15本以上の密度で植栽してください。

高木（高さ3.0m以上）	1本以上
中木（高さ1.0m以上3.0m未満）	2本以上
低木（高さ1.0m未満）	15本以上

樹木は次の表のとおり換算することができます。

高木1本＝中木5本＝低木25本
中木1本＝低木5本
大径木1本＝高木2本

大径木：既存樹木で高さ5.0m以上、目通り周（地上120cmの高さの位置で計測した幹の周長）が30cm以上の樹木



樹木1本あたりで密度を満たすことのできる緑地面積は、次のとおりです。

- ・高木1本＝10㎡
- ・中木1本＝2㎡
- ・低木1本＝0.4㎡

(2) 芝等緑化面積

芝等緑化面積は、地上に植栽する芝、地被類、多年生草本（タケ・ササ類を含む）による緑化の面積です。芝等緑化面積は、必要な緑化面積の2割以内を上限として緑化面積に算入できます。また、芝等緑化は1区画2㎡以上必要です。

また、樹木と芝等を同一区画に植栽した場合、樹木緑化面積と芝等緑化面積を重複して緑化面積に算入することはできません。

(3) 特殊緑化面積

特殊緑化面積は、建築物の屋上、壁面、コンテナによる緑化の面積です。第2号様式、第3号様式では「屋上緑化面積」と表記されています。

特殊緑化は緑化可能な余地が敷地内の地上部に設けられず、育成管理が可能な場合に限り緑化面積に算入することができます。

特殊緑化面積は、用途地域が商業・近隣商業地域の場合は申請する緑化面積の100%、用途地域が商業・近隣商業地域以外の場合は緑化面積の50%まで緑化面積に算入することができます。

特殊緑化を計画する場合は、構造詳細図等緑化資材の詳細が確認できる図書を添付してください。

特殊緑化は次の植栽基準（「第9条の基準」別表4）に従って計画を行ってください。

屋上緑化	植栽本数の規定なし。芝等は屋上緑化面積の一分の一を上限とする。
壁面緑化	しゅん工時に、建築物壁面が多年生の植物に覆われている部分の合計が垂直方向に1メートル以上となる部分について、1メートル×水平投影の長さ。ただし、ツル性木本が水平方向1メートル当たり3株以上植栽され、かつ、垂直方向に1メートル以上連続した誘引施設が設置されている場合は、水平方向の延長に含めることができる。水平投影が重なる区間を重複して算

	出することはできない。
コンテナ緑化	植栽本数は地上部と同じ。コンテナの規格は、面積0.5平方メートル以上、かつ高さ0.5メートル以上。

屋上緑化を行う場合は維持管理及び安全のため、階段で上れる場所に緑化を行い、周囲に柵を設置してください。

(4) 既存樹林面積

土地の造成がなく、地滑りや崩落のおそれがない、良好に生育している樹木の樹冠で覆われた区画の面積は既存樹林として樹木緑化面積に算入することができます。この場合、樹木の本数を確認する必要はありません。既存樹林を緑化面積に算入する際は現況写真を添付してください。

3 緑化計画にあたっての注意点

- (1) 緑化を計画する際には、緑地が良好な都市環境の形成に寄与するように、「第9条の基準」第3条に掲げられた事項に配慮してください。
- (2) 植栽区画の中に雨水・汚水桝、基礎等の構造物がある場合は、その面積を緑化面積から控除してください。また、水平投影で屋根や庇等の構造物の下部に含まれる部分の面積も緑化面積から控除してください。
- (3) 駐車区画及び車路に使用する部分の面積は緑化面積に算入できません。
- (4) 新たに緑地を造成する場合は、造成面の傾斜角を30度以下としてください。

4 緑化協議提出書類の記入方法と注意点

次の書類を2部提出してください。ただし、委任状は1部、また、5、6、7は同一図面で可とします。

書類の名称		記載方法
1 緑化協議申出書 (第1号様式)	申出者	建築物の建築主の氏名を記入してください。
	建築物の名称	対象となる建築物が特定できるように記入してください。
	建築物の所在地	番地まで記入してください。
	建築物の種類	該当する番号を○で囲んでください。
	用途地域	敷地に含まれる、全ての用途地域の番号を○で囲んでください。住居系用途地域及び市街化調整区域は「5 その他」を○で囲み、括弧の中に記入してください。
	建築物の概要	対象敷地内の建築物の建築面積と法定建ぺい率を記入してください。建ぺい率緩和を受ける場合は緩和前の建ぺい率を記入してください。
	緑化工法等	該当する番号を○で囲んでください。
	緑化工事の期間	予定工期を記入してください。緑化工事を行わない場合は、建築物の工期を記入してください。
	連絡先	実際に手続きをする方の連絡先を記入してください。
※右上に協議書類を提出する日付を記入してください。		
2 緑化計画（報告）書 (第2号様式)	緑化の内容	敷地面積を小数第2位まで記入してください。緑化面積、樹木緑化面積、芝等緑化面積、屋上緑化面積、緑化率を、それぞれ小数第2位まで（小数第3位以下切り捨て）記入してください。
	樹木の集計	植栽する樹木の種類及び本数を高木、中木、低木別に記入してください。大径木がある場合は植栽内容欄に実数を明記し、高木の数量合計にその実数を加えてください。書ききれない場合は別添で可とします。屋上やコンテナに植栽する樹木についてはその旨を明記し、数量合計には含めないでください。
	芝・ツル植物の集計	植栽する芝や地被類、ツル性植物の種類及び数量を記入してください。
3 緑化協議書	申出者	建築物の建築主の氏名を記入の上、2部とも押印してください。

(第3号様式)	建築物の名称	対象となる建築物が特定できるように記入してください。
	建築物の所在地	番地まで記入してください。
	協議の内容	敷地面積を小数第2位まで記入してください。緑化面積、樹木緑化面積、芝等緑化面積、屋上緑化面積、緑化率を、それぞれ小数第2位まで(小数第3位以下切り捨て)記入してください。樹木緑化に含まれる高木、中木、低木の植栽本数を記入してください。高木数量には大径木の実数も含まれます。
※右上の日付は空欄のまま提出してください。		
4 付近見取図	対象敷地の場所が特定できる図面を添付してください。	
5 緑化計画図	敷地内の植栽位置と範囲を着色等で明示してください。また、建築物の庇やバルコニー等の張り出しの範囲、柵等の構造物の位置も明示してください。壁面緑化を行う場合は、対象としている建築物の外壁を朱線等で明示してください。	
6 植栽計画図	植栽区画に植栽する樹木や芝等・ツル性植物等の植栽内容(植物の種類、規格、数量)を明示してください。	
7 既存植栽区域及び植栽予定区域の求積図	縁石等は含まずに、緑化の種類(樹木・芝等・特殊)ごとの面積を小数第2位まで(小数第3位以下切り捨て)算出してください。三斜法により求積する場合は求積表を明示してください。CADにより求積する場合は図面にCAD求積と明示の上、植栽地ごとに寸法を数箇所明示してください。 植栽の区画の中に雨水・汚水柵、看板の基礎等の構造物及び水平投影で屋根、庇、バルコニー等の構造物がかかる部分は、その面積の小数第3位以下を切り上げて算出し、控除してください。	
8 建築物の敷地求積図	敷地面積を小数第2位まで算出してください。	
9 委任状	緑化協議書の申出者以外の方が手続をする場合に添付してください。申出者、代理者の印を押印してください。 代理者の印は持参できるものを使用してください。図書の訂正の際に必要となります。	
10 その他	特殊緑化を計画する場合は、立・断面図等の構造が確認できる詳細図を添付してください。緑化計画図に構造詳細図を記載してもかまいません。	

5 敷地面積 1,000 m²未満の特例を用いる場合(第9条の基準第8条第6項適用)

敷地面積が 1,000 m²未満の建築物の場合は、高木 1 本を植栽することで 10 m²の緑化面積とみなすことができます。第3号様式の協議の内容欄及び第2号様式には敷地面積と植栽する樹木の本数を記入し、緑化計画図には敷地内に植栽する樹木の種類・規格と位置を明示してください。植栽予定区域の求積図は添付不要です。

6 建築敷地に住居系用途地域が含まれる場合

横浜市では、住居系用途地域全域が緑化地域に指定されています。建築敷地に住居系用途地域が含まれ、敷地面積が 500 m²以上の建築物を新築又は増築する場合、建築確認申請前に緑化地域制度の手続きが必要となります。

	必要となる手続
建築敷地の全てが住居系用途地域の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域制度の緑化率適合証明申請 ・緑の環境をつくり育てる条例の緑化協議(建築敷地全てが住居系用途地域の場合は、緑化地域制度の緑化率適合証明申請において緑の環境をつくり育てる条例の必要な緑化率を満たす場合に限り、緑化協議の手続きを省略することが可能です。)
建築敷地の一部が住居系用途地域の場合	<ul style="list-style-type: none"> ・緑化地域制度の緑化率適合証明申請 ・緑の環境をつくり育てる条例の緑化協議(省略不可)